

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月1日

【会社名】 株式会社七十七銀行

【英訳名】 The 77 Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 小林 英文

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区中央三丁目3番20号

【電話番号】 仙台(022)267局1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 小林 寛

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目14番11号
株式会社七十七銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3545局7620(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 田辺 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社七十七銀行平支店
(福島県いわき市平字三丁目14番地)

株式会社七十七銀行東京支店
(東京都中央区銀座四丁目14番11号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1 【提出理由】

2019年6月27日開催の当行第135回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会開催日

2019年6月27日

(2) 決議事項の内容

A 第1号議案 剰余金の処分の件

a 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金25円

b その他の剰余金の処分にに関する事項

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 14,500,000,000円

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 14,500,000,000円

B 第2号議案 定款一部変更の件

定款第19条第2項について、2019年6月27日を効力発生日として、監査等委員である取締役の員数の上限を1名増員し、5名から6名に変更を行う。

第2号議案に対する修正動議

株主より、監査等委員である取締役の員数の上限について、5名から7名にするようにとの修正動議が提出された。

C 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)11名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、氏家照彦、小林英文、五十嵐 信、菅原 亨、鈴木広一、志藤 敦、小野寺芳一、田畑卓治、杉田正博、中村 健および奥山恵美子を選任する。

D 第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役として、永山勝教、中鉢充雄、鈴木敏夫、山浦正井、若生正博および牛尾陽子を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案		賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案		580,383個	29,924個	46個	93.33%	可決
第2号議案		600,950個	9,364個	46個	96.64%	可決
第3号議案						
1	氏家 照彦	547,560個	62,754個	46個	88.06%	可決
2	小林 英文	550,080個	55,234個	46個	89.27%	可決
3	五十嵐 信	579,609個	30,704個	46個	93.21%	可決
4	菅原 亨	580,026個	30,287個	46個	93.28%	可決
5	鈴木 広一	580,047個	30,266個	46個	93.28%	可決
6	志藤 敦	580,081個	30,232個	46個	93.29%	可決
7	小野寺 芳一	580,001個	30,312個	46個	93.27%	可決
8	田畑 卓治	602,975個	7,338個	46個	96.97%	可決
9	杉田 正博	572,545個	37,768個	46個	92.07%	可決
10	中村 健	566,126個	44,187個	46個	91.04%	可決
11	奥山 恵美子	602,363個	7,950個	46個	96.87%	可決
第4号議案						
1	永山 勝教	594,579個	15,734個	46個	95.62%	可決
2	中鉢 充雄	594,619個	15,694個	46個	95.62%	可決
3	鈴木 敏夫	542,819個	67,494個	46個	87.29%	可決
4	山浦 正井	543,922個	66,391個	46個	87.47%	可決
5	若生 正博	521,644個	88,669個	46個	83.89%	可決
6	牛尾 陽子	542,822個	67,491個	46個	87.29%	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- (1) 第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - (2) 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。
 - (3) 第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。
- 2 賛成率の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分および株主総会当日出席分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。
- 3 第2号議案につきましては、修正動議が提出されましたが、原案を先議した結果、会社法上適法な決議として成立し、修正動議が成立する余地がなくなり否決として扱ったため、議決権数は集計しておりません。

(4) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上